

令和4年9月30日	
資料提供	
担当課	市町村課
担当者	貴志・綿谷
電話	073-441-2196

県内市町村等の令和3年度決算に係る 健全化判断比率等（暫定値）について

県内市町村及び公営企業会計を有する一部事務組合から、財政健全化法に基づく令和3年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率（暫定値）の報告がありましたので、その概要を取りまとめました。

1 健全化判断比率の概要

○ 県内全団体が早期健全化基準未滿

※ 団体別の比率、健全化判断基準については別紙のとおりです。

（1）実質赤字比率

県内市町村で、早期健全化基準以上となる団体はなく、実質赤字がある団体もありませんでした。

（2）連結実質赤字比率

県内市町村で、早期健全化基準以上となる団体はなく、連結実質赤字がある団体もありませんでした。

（3）実質公債費比率

県内市町村で、早期健全化基準以上となる団体はなく、起債時に許可を要する水準の18%以上となる団体もありませんでした。

（4）将来負担比率

県内市町村で、早期健全化基準以上となる団体はありませんでした。

2 資金不足比率の概要

○ 県内市町村等が経営する全ての公営企業会計が経営健全化基準未滿 （資金不足が発生した公営企業会計はありません。）

※ 資金不足比率は、公営企業会計ごとに算定します。対象となる会計数は104です。

○令和3年度決算財政健全化指標(暫定値)

	標準財政規模	実質赤字比率				連結実質赤字比率				実質公債費比率				将来負担比率		
		早期健全化基準	財政再生基準	R3決算(暫定値)	R2決算	早期健全化基準	財政再生基準	R3決算(暫定値)	R2決算	早期健全化基準	財政再生基準	R3決算(暫定値)	R2決算	早期健全化基準	R3決算(暫定値)	R2決算
和歌山市	84,531,825	11.25%		—	—	16.25%		—	—			9.6%	10.6%		107.7%	119.7%
海南市	14,624,580	12.81%		—	—	17.81%		—	—			7.3%	6.8%		74.1%	85.4%
橋本市	17,035,886	12.64%		—	—	17.64%		—	—			13.1%	13.2%		64.6%	86.4%
有田市	7,709,256	13.83%		—	—	18.83%		—	—			7.4%	7.9%		—	—
御坊市	7,292,764	13.95%		—	—	18.95%		—	—			12.4%	12.5%		97.0%	99.7%
田辺市	24,605,300	12.11%		—	—	17.11%		—	—			8.6%	8.8%		—	—
新宮市	9,960,290	13.34%		—	—	18.34%		—	—			13.3%	13.5%		15.8%	28.7%
紀の川市	18,651,661	12.56%		—	—	17.56%		—	—			5.0%	6.0%		—	—
岩出市	11,415,762	13.13%		—	—	18.13%		—	—			4.0%	4.0%		—	—
紀美野町	4,806,712	15.00%		—	—	20.00%		—	—			9.0%	9.9%		45.4%	59.9%
かつらぎ町	6,547,393	14.21%		—	—	19.21%		—	—			9.3%	10.4%		37.6%	62.5%
九度山町	2,472,338	15.00%		—	—	20.00%		—	—			11.4%	12.4%		30.6%	69.0%
高野町	2,370,346	15.00%		—	—	20.00%		—	—			4.2%	4.8%		—	—
湯浅町	3,832,546	15.00%		—	—	20.00%		—	—			8.3%	9.7%		—	—
広川町	2,869,007	15.00%	20.00%	—	—	20.00%		—	—			6.3%	6.3%		—	—
有田川町	10,620,318	13.24%		—	—	18.24%	30.00%	—	—	25.0%	35.0%	12.7%	13.0%	350.0%	—	3.2%
美浜町	2,602,260	15.00%		—	—	20.00%		—	—			6.9%	6.9%		20.8%	37.2%
日高町	3,017,232	15.00%		—	—	20.00%		—	—			9.5%	9.0%		64.5%	68.3%
由良町	2,818,618	15.00%		—	—	20.00%		—	—			12.1%	12.5%		150.1%	179.3%
印南町	3,676,791	15.00%		—	—	20.00%		—	—			5.5%	6.0%		—	—
みなべ町	5,416,524	14.74%		—	—	19.74%		—	—			9.9%	10.6%		24.0%	27.2%
日高川町	5,715,663	14.58%		—	—	19.58%		—	—			10.1%	10.4%		—	—
白浜町	7,599,498	13.86%		—	—	18.86%		—	—			8.8%	9.1%		46.5%	45.8%
上富田町	4,412,962	15.00%		—	—	20.00%		—	—			13.1%	14.1%		15.2%	59.5%
すさみ町	2,811,044	15.00%		—	—	20.00%		—	—			8.0%	7.3%		—	—
那智勝浦町	5,582,936	14.65%		—	—	19.65%		—	—			7.8%	7.6%		26.7%	26.9%
太地町	1,656,582	15.00%		—	—	20.00%		—	—			5.9%	5.1%		17.2%	13.9%
古座川町	2,254,190	15.00%		—	—	20.00%		—	—			5.7%	5.9%		—	—
北山村	674,670	15.00%		—	—	20.00%		—	—			6.3%	5.9%		—	—
串本町	6,444,250	14.25%		—	—	19.25%		—	—			11.2%	11.0%		78.6%	84.8%

※実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率がない場合は、「—」と表示しています。

○用語の説明

・実質赤字比率

当該地方公共団体の普通会計に相当する一般会計と特別会計（以下「一般会計等」という。）を対象にした実質赤字額の標準財政規模（地方公共団体が標準的な状態で通常収入するであろう経常的な一般財源の規模）に対する比率。

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

・連結実質赤字比率

一般会計等に加え、水道事業会計等の公営企業会計や国民健康保険会計などの地方公共団体に設置された全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率。

全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

・実質公債費比率

地方公共団体に設置された全ての会計に加え、一部事務組合等を含めた、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額^(※)に対する比率。

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえる。

地方財政法における地方債協議制度においても活用されている指標であり、18%以上となると起債時に許可を要する団体に移行する。

（※）標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額（将来負担比率においても同じ）

・将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率。

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえる。

・資金不足比率

当該地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業規模（営業収益等）に対する比率。

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入を主とする営業収益等の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

- 早期健全化基準

地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて定められた数値。

- 財政再生基準

地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値。

- 経営健全化基準

地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、資金不足比率について定められた数値。

○財政健全化法に規定する財政健全化計画等

- 「財政再生計画」

将来負担比率を除く健全化判断比率が1つでも財政再生基準以上となった場合、財政再生計画の策定が必要。財政再生計画は議会の議決を得て、速やかに住民に公表。計画について総務大臣の同意がなければ、地方債は発行できない。

- 「財政健全化計画」

健全化判断比率が1つでも早期健全化基準以上となった場合、財政健全化計画の策定が必要。財政健全化計画は、議会の議決を得て、速やかに住民に公表。都道府県知事、総務大臣への報告が義務付け。

- 「経営健全化計画」

公営企業会計の資金不足比率が20%以上となった場合、経営健全化計画の策定が必要。経営健全化計画は、議会の議決を得て、速やかに住民に公表。都道府県知事、総務大臣への報告が義務付け。